

## 令和5年度

### 日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議報告書

#### (対象施設)

- 日野市立地区センター（64館）
- 日野市立交流センター（南平駅西、東町、新町、平山）
- 日野市東部会館
- 日野市市民の森ふれあいホール、日野市民プール
- 日野市民会館、七生公会堂、日野市立七生福祉センター、日野市立とよだ市民ギャラリー
- 日野市立落川交流センター

日野市指定管理者候補者選定委員会

## 日野市公の施設の指定管理者候補者の選定に係る審議結果について

日野市指定管理者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、地方自治法第 244 条の 2 で規定する指定管理者制度を活用した公の施設の指定管理者の候補者選定について、日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下、「条例」という。）、日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則及び日野市公の施設の指定管理者候補者選定基準に基づき、検討したので、その結果を市長に報告するものである。

令和 5 年（2023 年）8 月 22 日

日野市長 大坪 冬彦 様

### 日野市指定管理者候補者選定委員会

委員長 比留間 文彦

副委員長 赤久保 洋司

市民委員 亀山 孝一

小林 誠二

増永 廣幸

行政委員 設楽 尚人

竹村 朗

（文化スポーツ課所管施設担当）

青木 奈保子

（健康福祉部所管施設担当）

志村 理恵

## 1 指定管理者候補者選定対象施設

本委員会により審議した施設は、次の6件である。

施設名	施設数	募集方法	更新／新規
日野市立地区センター	64	公募	更新
日野市立交流センター（南平駅西、東町、新町、平山）	4	公募	更新
日野市東部会館	1	公募	更新
日野市市民の森ふれあいホール、日野市民プール	2	公募	更新
日野市民会館、七生公会堂、日野市立七生福祉センター、日野市立とよだ市民ギャラリー	4	公募	更新
日野市立落川交流センター	1	公募	更新

## 2 募集及び審議経過

### (1) 市による候補者の募集

本委員会で審議する施設について、市ホームページでの募集を次のとおり実施した。

※ 以下、本書では、年月日を次のように略記いたします。

(例) 令和5年(2023年)4月1日 ⇒ 「R5.4.1」

施設名	募集要項の公開	申請書類の受付
日野市立地区センター	R5.5.25	R5.5.25 ~ R5.6.23
日野市立交流センター（南平駅西、東町、新町、平山）	R5.5.25	R5.6.19 ~ R5.6.23
日野市東部会館	R5.5.25	R5.6.19 ~ R5.6.23
日野市市民の森ふれあいホール、日野市民プール	R5.6.20	R5.7.6 ~ R5.7.21
日野市民会館、七生公会堂、七生福祉センター、日野市立とよだ市民ギャラリー	R5.6.20	R5.7.6 ~ R5.7.20
日野市立落川交流センター	R5.5.25	R5.6.19 ~ R5.6.23

## (2) 応募状況

施設名	応募事業者
日野市立地区センター（64館）	2者
日野市立交流センター（南平駅西、東町、新町、平山）	1者
日野市東部会館	2者
日野市市民の森ふれあいホール、日野市民プール	1者
日野市民会館、七生公会堂、七生福祉センター、日野市立とよだ市民ギャラリー	2者
日野市立落川交流センター	1者

## (3) 選定委員会の開催

開催	日程	主な議題
第1回	R5.7.21	● 選定委員会の概要説明 ● 委員長、副委員長の決定
第2回	R5.7.28	● 指定管理者候補者選定（日野市立地区センター（64館））
第3回	R5.8.8	● 指定管理者候補者選定（日野市立交流センター（南平駅西、東町、新町、平山））
第4回	R5.8.10	● 指定管理者候補者選定（日野市東部会館）
第5回	R5.8.17	● 指定管理者候補者選定（日野市市民の森ふれあいホール等） ● 指定管理者候補者選定（日野市民会館等） ● 指定管理者候補者選定（日野市立落川交流センター）
第6回	R5.8.22	● 報告書の確定

## 3 審議方法

### (1) 選定基準

日野市指定管理者候補者選定基準（R4.8.15策定）に基づき、各委員が150点満点により採点を行い、6割以上の点数を得た応募者のうち、次の順位により応募者を選定した。

- ① 各委員の順位を点数とし、点数の合計が最小の事業者
- ② 順位の数値が同数の場合、指定管理料の提案額の総額が最も低い事業者
- ③ 指定管理料の提案額の総額が同額の場合、委員長が適当と認める方法により、委員の多数決で決する。

採点項目は選定基準に記載のとおり。

配点や採点に当たっての視点については各施設の主管課が設定し、委員会へ採点表を提出している。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点……要件を十分に満たしている。
- 4点……多少工夫の余地はあるものの、ほぼ要件を満たしている。
- 3点……基本的な水準を満たしている。
- 2点……多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点……まったく要件を満たしていない。

※ 審査は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の倍率を乗じる。

(例) 配点 20 点の場合：評価点 5 点×倍率 4 倍＝配点 20 点

## (2) 審査手順

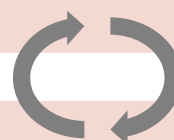
次のように審査を行い、厳正かつ総合的な審議を実施した。

### (主管課)施設概要説明【15分】

- ・今回の審査対象がどのような施設であるのかを説明
- ・併せて、施設管理者に期待することを説明

### (事業者)プレゼンテーション【20分/1事業者】

- ・事業計画、実施体制、指定管理料等の収支計画について説明



### (事業者)質疑応答【15分/1事業者】

- ・個別質問
- ・終了後、事業者は退室、入れ替わり

### (主管課)質疑応答【25分/1施設】

- ・統括的に質問
- ・終了後、主管課は一時退室

### (委員会)意見交換【15分/1施設】

- ・委員の間でのみ意見交換

### (委員会)採点【10分/1施設】

- ・採点后、採点表を事務局に提出

### (事務局)結果発表、まとめ【30分/1施設】

- ・選定結果の共有、まとめ



#### 4 審議結果

審議の結果、次の事業者を指定管理者の候補者として選定すべきものとの結論に至った。

施設名	指定管理者候補者に 選定すべき事業者名	指定期間	
		年数	期間
日野市立地区センター (64館)	株式会社 フクシ・エンタープライズ	5年間	R6.4.1 から R11.3.31 まで
日野市立交流センター (南平駅西、東町、新町、 平山)	公益社団法人 日野市シルバー人材センター	5年間	R6.4.1 から R11.3.31 まで
日野市東部会館	公益財団法人 社会教育協会	5年間	R6.4.1 から R11.3.31 まで
日野市市民の森ふれあいホ ール、日野市市民プール	シンコースポーツ・アズビル共同事業体	5年間	R6.4.1 から R11.3.31 まで
日野市民会館、七生公会 堂、七生福祉センター、日 野市立とよだ市民ギャラリ ー	株式会社 ケイミックスパブリックビジネス	5年間	R6.4.1 から R11.3.31 まで
日野市立落川交流センター	特定非営利活動法人 おちかわの里	3年間	R6.4.1 から R9.3.31 まで

## 5 施設ごとの審議結果詳細

### (1) 日野市立地区センター

#### (ア) 施設概要

名称	「表 1 日野市立地区センター(64 館)施設一覧」のとおり
所在地	
施設数	市内 66 館中 64 館
総延べ床面積	7,181.18 m <sup>2</sup>
施設規模	主に平屋建て、概ね 100 m <sup>2</sup> 程度
利用状況	「表 2 利用状況(全 66 館)」のとおり
開館時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで 年未年始(12 月 29 日から翌 1 月 3 日まで)を除く
付帯設備	集会用の部屋のほか、トイレ、キッチンあり

表 1 日野市立地区センター (64 館) 施設一覧

名称	所在地	建築年月	延床面積(m <sup>2</sup> )
旭が丘	旭が丘 5-1-1	H30.3	189.91
旭が丘東	旭が丘 2-14-2	S54.9	91.51
旭が丘南	旭が丘 1-20-1	S57.4	102.46
新井	石田 2-4-6	H3.12	180.98
新井わかたけ	石田 270	H18.4	79.29
梅が丘	三沢 3-35-2	H8.4	38.50
大久保	大坂上 4-10-2	S52.4	121.59
大坂西	大坂上 1-17-10	S48.3	90.06
大和田	西平山 5-41-14	H4.3	106.59
落川	落川 237-4	S56.8	194.56
落川都営住宅	落川 819	H7.9	208.87
鹿島台	南平 1-28-13	S48.2	84.96
金子橋	日野本町 2-10-21	H4.5	70.80
上田	川辺堀之内 190 先	H18.4	100.20
川北	西平山 1-23-4	S47.3	143.49
栄町二丁目	栄町 2-13-4	H21.4	177.53
下田	万願寺 2-9-1	S54.7	82.62
下町下河原	日野 579-2	S40.3	79.33
新川辺	南平 5-30-1	S63.3	178.66
新東光寺	栄町 3-14-1	H15.10	130.40
神明橋	神明 3-10-4	H9.5	154.00
第一日野万	万願寺 3-39-25	H5.3	105.76

第二日野万	日野 7773-509	S49.3	102.66
第二武蔵野台	程久保 2-7-2	H19.4	99.37
高幡	高幡 352	S51.3	98.12
高幡市営住宅	高幡 864-11	H7.4	70.00
滝合	西平山 2-4-17	S53.4	85.00
田中	南平 8-19-6	S47.3	102.00
多摩平三丁目	多摩平 3-29	S42.12	59.20
多摩平東	多摩平 7-5-12	S61.4	49.58
多摩平六丁目	多摩平 6-8-16	S45.3	87.84
東光寺	栄町 5-16-9	H17.4	91.00
東光寺東	栄町 4-13-27	H2.4	106.01
豊田	豊田 3-31-1	H19.4	133.32
豊田下	豊田 1-25-1	H15.1	103.30
七生台	平山 3-26-3	S51.3	327.12
西ヶ丘	新町 2-13-27	S48.3	76.56
西平山	西平山 5-3-11	H20.3	73.50
東神明	東神明 2-13-1	H20.3	91.09
東宮下	東平山 3-11-20	H28.2	144.68
日野台	日野台 4-17	S52.1	202.43
日野台一丁目	日野台 1-1-40	S56.4	105.99
日野台二丁目	日野台 2-19-14	S62.4	93.01
平山苑	平山 6-18-2	H1.4	114.30
程久保	程久保 8-20-4	S48.3	95.56
万願荘	日野 844-7	S55.4	105.76
三沢	三沢 3-46-2	S43.12	92.12
三沢台	三沢 2-25-1	S50.7	100.17
三沢西	三沢 4-11-7	H3.4	91.14
三沢東	三沢 1-17-2	S60.9	99.37
みなみが丘	南平 2-21-8	S53.6	116.64
南平	南平 4-8-6	S45.3	96.31
南平西部	南平 6-12-113	H17.4	139.81
南平南部	南平 9-24-16	S57.1	113.03
南平東	南平 1564-443	S60.5	61.34
南百草	百草 819-44	S53.9	111.58
見晴らし台	南平 8-11-47	H9.4	87.59
宮	宮 323-1	S49.3	67.86
宮南部	万願寺 6-7-1	S55.5	90.00



百草	百草 511-4	H18.4	82.21
谷仲山	神明 4-11-2	H3.3	90.16
四ツ谷	栄町 1-41-11	H9.4	109.89
四ツ谷下東	日野本町 5-23-1	H24.2	76.85
豊田南	豊田 2-11-2	H26.9	225.64

表 2 利用状況（全 66 館）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数	274,083人	120,945人	162,401人
利用件数	21,805件	11,590件	16,244件
利用可能件数	136,329件	99,414件	129,156件
稼働率	16.0%	11.7%	12.6%

(イ) 応募事業者

- 株式会社 フクシ・エンタープライズほか 1 者

(ウ) 採点方法及び結果

表 3 採点結果表（日野市立地区センター）

審査項目	内容 ★=審査にあたり特に重視した項目	配点合計 (倍率)	株式会社 フクシ・エンタープライズ 得点	B 社 得点
市民の平等な 利用及びサー ビスの向上が 確保されてい ること。 (条例第 4 条 第 1 号)	①市民の平等な利用が確保されて いるか。★	105 点 (×3)	84 点	72 点
	②誰でも利用できる配慮はなされ ているか。	35 点 (×1)	24 点	23 点
	③利用者の意見を反映する仕組み があるか。	35 点 (×1)	28 点	24 点
	④施設の特性を生かしたサービス が提案されているか。	35 点 (×1)	27 点	23 点
	⑤地域との連携が図れているか。★	105 点 (×3)	84 点	75 点
	⑥障害者差別解消法に基づき適切 な施設運営を行う体制が整えら れているか。	35 点 (×1)	26 点	23 点
	小計		350 点	273 点

事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。 (条例第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	70点 (×2)	58点	48点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。	35点 (×1)	24点	22点
	小計	105点	82点	70点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	105点 (×3)	84点	72点
	②適正な経理処理ができるか。	35点 (×1)	26点	25点
	③同種の施設管理運営実績があるか。	35点 (×1)	35点	34点
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。★	105点 (×3)	81点	63点
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。★	105点 (×3)	81点	69点
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。	35点 (×1)	26点	22点
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	35点 (×1)	25点	24点
小計	455点	358点	309点	
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	35点 (×1)	27点	24点
	小計	35点	27点	24点
その他市長等が必要と認める事項。 (条例第4条第	①環境への配慮がされているか。	35点 (×1)	24点	24点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。	35点 (×1)	31点	27点

5号)	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。	35点 (×1)	27点	24点
	小計	105点	82点	75点
合計		1050点 (A)	822点 (B)	718点 (B)
得点率(B)/(A) (小数点以下四捨五入)			78.3%	68.4%

表 4 順位点結果（日野市立地区センター）

	株式会社 フクシ・エンタープライズ	B社
A委員	1位	2位
B委員	1位	2位
C委員	1位	1位
D委員	1位	2位
E委員	1位	2位
F委員	1位	2位
G委員	1位	1位
順位点合計	7点	12点

(工) 候補者として選定すべき事業者

株式会社 フクシ・エンタープライズ

(オ) 候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている60%以上の得点を得ており、順位点が最小であったため。

(カ) 候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

- ① 取組が多岐にわたっているため、提案の実現に向けて事業者内体制を整え取り組んでいただきたい。

(キ) その他応募事業者への意見

- ① 落選された事業者においても、大変熱量を感じ、提案もよかった。
- ② 雇用の面でも、日野市の方々、現役世代を雇用したいという思いを強く感じ、大事な視点だと感じた。

(ク) 主管課に対する各委員からの意見等

- ① 現状は地区センターの運営が自治会任せとなり、自治会外の人にとって利用がしにくい状

況となっているため、よりオープンな利用ができるよう、運営形態の見直しや駐車場の整備も視野に検討頂きたい。

- ② 上記の運営形態の例として、自治会だけでなく、消防団や事業者など、様々な地域団体と協働して管理運営委員会のようなものを組織し、地区センターの運営委託をすることも考えられる。

(2) 日野市立交流センター（南平駅西、東町、新町、平山）

(ア) 施設概要

名称	「表 5 日野市立交流センター（南平駅西、東町、新町、平山）施設一覧」のとおり
所在地	市内 8 館中 4 館
施設数	2,628.03 m <sup>2</sup>
総延べ床面積	「表 6 交流センター4 館の利用状況」のとおり
利用状況	午前 9 時から午後 9 時まで 年末年始(12 月 29 日から翌 1 月 3 日まで)を除く
開館時間	施設により駐車場、調理室等あり
付帯設備	

表 5 日野市立交流センター（南平駅西、東町、新町、平山）施設一覧

名称	所在地	開設年月	延床面積(m <sup>2</sup> )
南平駅西交流センター	平山 4-18-1 都営日野平山四丁目アパート 6 号棟	H15.5	346.82
東町交流センター	日野 1241-1	H15.10	286.31
新町交流センター	新町 1-13 都営日野新町一丁目アパート 11 号棟	H16.9	1,488.72
平山交流センター	平山 5-18-2 平山季重ふれあい館内	H20.4	506.18

表 6 交流センター4 館の利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用人数	119,252人	107,976人	48,153人	79,654人	92,814人
利用件数	10,968件	9,982件	5,775件	8,732件	9,750件
稼働率	46.6%	45.2%	30.0%	37.4%	39.7%

(イ) 応募事業者

- 公益社団法人 日野市シルバー人材センター

(ウ) 採点方法及び結果

表 7 採点結果表（日野市立交流センター（南平駅西、東町、新町、平山））

審査項目	内容 ★=審査にあたり特に重視した項目	配点合計 (倍率)	公益社団法人 日野市シルバー 人材センター 得点
市民の平等な 利用及びサー	①市民の平等な利用が確保されて いるか。	35 点 (×1)	26 点

<p>ピスの向上が確保されていること。 (条例第4条第1号)</p>	②誰でも利用できる配慮はなされているか。	35点 (×1)	23点
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。★	70点 (×2)	46点
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。★	70点 (×2)	50点
	⑤地域との連携が図れているか。★	105点 (×3)	87点
	⑥障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。	35点 (×1)	25点
	小計	350点	257点
<p>事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。 (条例第4条第2号)</p>	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	140点 (×4)	100点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	105点 (×3)	78点
	小計	245点	178点
<p>事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第4条第3号)</p>	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	105点 (×3)	84点
	②適正な経理処理ができるか。	35点 (×1)	28点
	③同種の施設管理運営実績があるか。	35点 (×1)	21点
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。	35点 (×1)	26点
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。	35点 (×1)	25点
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。	35点 (×1)	26点
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件	35点	28点

	への適切な配慮がされているか。	(×1)	
	小計	315点	238点
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	35点 (×1)	28点
	小計	35点	28点
その他市長等が必要と認める事項。 (条例第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	35点 (×1)	26点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。	35点 (×1)	28点
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。	35点 (×1)	27点
	小計	105点	81点
合計		1050点 (A)	782点 (B)
得点率(B)/(A) (小数点以下四捨五入)			74.5%

(工) 候補者として選定すべき事業者

公益社団法人 日野市シルバー人材センター

(オ) 候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている60%以上の得点を得ているため。

(カ) 候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

- ① 指定管理者の経験がないとのことで、経験者の雇用などにより円滑な管理体制の構築に取り組んでいただきたい。
- ② 多世代が活用する施設であることに鑑み、シルバー人材センターの会員の年齢構成から外れたITの活用など、より若い世代の方の利用に向けた視点も確保していただきたい。
- ③ 提案額については、市と協議頂きたい。
- ④ 安全管理について、常に慎重な業務にあたっていただきたい。

(キ) 主管課に対する各委員からの意見等

- ① 指定管理が本施設の管理にとってベストなのか、今後のモニタリングを通じて継続的に検討いただきたい。

(3) 日野市東部会館

(ア) 施設概要

名称	日野市東部会館
所在地	石田 1-11-1
設置年月	H1.8
延べ床面積	2311.50 ㎡
利用状況	「表 8 東部会館の利用状況」のとおり
開館時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで (年末年始(12 月 29 日から 1 月 4 日まで)及び毎週月曜日(休日にあたる場合はその直後の休日でない日)を除く。)

表 8 東部会館の利用状況

年度	令和4年度	
施設種類	貸室	温水プール
利用人数	26,522人	27,028人
稼働率	41.5%	—

(イ) 応募事業者

- 公益財団法人 社会教育協会ほか 1 者

(ウ) 採点方法及び結果

表 9 採点結果表 (日野市東部会館)

審査項目	内容 ★=審査にあたり特に重視した項目	配点合計 (倍率)	公益財団法人 社会教育協会 得点	B 社 得点
市民の平等な 利用及びサー ビスの向上が 確保されてい ること。 (条例第 4 条 第 1 号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	35 点 (×1)	26 点	26 点
	②誰でも利用できる配慮はなされているか。	35 点 (×1)	28 点	26 点
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。	35 点 (×1)	28 点	28 点
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。★	70 点 (×2)	58 点	56 点
	⑤地域との連携が図れているか。★	105 点 (×3)	84 点	81 点
	⑥障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。	35 点 (×1)	29 点	27 点



	小計	315 点	253 点	244 点
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。 (条例第 4 条第 2 号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	105 点 (×3)	87 点	87 点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	105 点 (×3)	81 点	66 点
	小計	210 点	168 点	153 点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第 4 条第 3 号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	70 点 (×2)	54 点	60 点
	②適正な経理処理ができるか。	35 点 (×1)	27 点	26 点
	③同種の施設管理運営実績があるか。	35 点 (×1)	35 点	35 点
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。★	70 点 (×2)	60 点	56 点
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。★	105 点 (×3)	81 点	81 点
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。	35 点 (×1)	28 点	29 点
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	35 点 (×1)	26 点	25 点
	小計	385 点	311 点	312 点
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第 4 条第 4 号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	35 点 (×1)	30 点	28 点
	小計	35 点	30 点	28 点
その他市長等が必要と認める事項。	①環境への配慮がされているか。	35 点 (×1)	28 点	26 点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性	35 点	29 点	28 点

(条例第4条第5号)	が感じられるか。	(×1)		
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。	35点 (×1)	29点	25点
	小計	105点	86点	79点
合計		1050点 (A)	848点 (B)	816点 (B)
得点率(B)/(A) (小数点以下四捨五入)			80.8%	77.7%

表 10 順位点結果（日野市東部会館）

	公益財団法人 社会教育協会	B社
A 委員	1 位	2 位
B 委員	2 位	1 位
C 委員	1 位	2 位
D 委員	2 位	1 位
E 委員	1 位	2 位
F 委員	1 位	2 位
G 委員	1 位	2 位
順位点合計	9 点	12 点

(工) 候補者として選定すべき事業者

公益財団法人 社会教育協会

(オ) 候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている 60%以上の得点を得ており、順位点が最小であったため。

(カ) 候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

- ① 現場や地域を良く把握されており、それを前提とした将来ビジョンを堅実に検討されていた。
- ② 近隣に新設された石田環境プラザとの連携など、地域資源を活用しながらの管理業務にあたっていただきたい。
- ③ 高齢者、障害者等の支援についても、安全に十分に配慮した対応をお願いしたい。

(キ) その他応募事業者への意見

- ① 甲乙つけ難いご提案を頂き、提案も大変魅力的で実現可能性についても考えられていた。
- ② 一方で、経費縮減に向けた取組みも示されていたものの、提案額として高額であり、プログラムの実現可能性とは別に経済的な面からの実現可能性にハードルを感じ、協定締結に向

けた協議結果と提案内容との間で乖離が発生することが予想された。

(ク) 主管課に対する各委員からの意見等

- ① 予定されている大規模改修に伴う休館期間に向けて、東部会館が担ってきた利用者市民の引き続きの健康、コミュニティ活動の維持継続ができるよう取組みを検討頂きたい。
- ② 頻繁に利用する市民にメリットがあるような料金体系を検討頂きたい。

(4) 日野市市民の森ふれあいホール・日野市民プール

(ア) 施設概要

名称	日野市市民の森ふれあいホール	日野市民プール
所在地	日野本町 6 丁目 1 番地の 3	川辺堀之内 190 番地先
設置年月	H23.12	H5.6
延べ床面積	7330.98 m <sup>2</sup>	837.49 m <sup>2</sup>
利用状況	「表 11 日野市市民の森ふれあいホール及び日野市民プールの利用状況」 のとおり	
開館時間	(月曜日～木曜日・日曜日) 午前 9 時から午後 9 時まで (金曜日・土曜日)※コミュニティホー ルのみ 午前 9 時から午後 11 時まで	市内小中学校夏休み開始日から 8 月 31 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで
休館日	毎月第 1 火曜日(祝日の場合は翌 日)、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)	上記以外の日

表 11 日野市市民の森ふれあいホール及び日野市民プールの利用状況

年度	令和4年度	
施設	日野市市民の森 ふれあいホール	日野市民プール
利用人数	139,824人	8,857人
利用料収入	28,147,314円	1,589,509円
稼働率	65.4%	—

(イ) 応募事業者

- シンコースポーツ・アズビル共同事業体

(ウ) 採点方法及び結果

表 12 採点結果表(日野市市民の森ふれあいホール・日野市民プール)

審査項目	内容 ★=審査にあたり特に重視した項目	配点合計 (倍率)	シンコースポー ツ・アズビル 共同事業体 得点
市民の平等な 利用及びサー ビスの向上が 確保されてい	①市民の平等な利用が確保されて いるか。	40 点 (×1)	30 点
	②誰でも利用できる配慮はなされ ているか。	40 点 (×1)	30 点

ること。 (条例第4条第1号)	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。	40点 (×1)	31点
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。★	120点 (×3)	84点
	⑤地域との連携が図れているか。	40点 (×1)	29点
	⑥障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。	40点 (×1)	30点
	小計	320点	234点
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。 (条例第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	120点 (×3)	90点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	80点 (×2)	50点
	小計	200点	140点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	120点 (×3)	96点
	②適正な経理処理ができるか。	40点 (×1)	30点
	③同種の施設管理運営実績があるか。	40点 (×1)	38点
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。	120点 (×3)	93点
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。	40点 (×1)	30点
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。	80点 (×2)	62点
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	40点 (×1)	29点
	小計	480点	378点

個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	80点 (×2)	60点
	小計	80点	60点
その他市長等が必要と認める事項。 (条例第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	40点 (×1)	29点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。	40点 (×1)	29点
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。	40点 (×1)	28点
	小計	120点	86点
合計		1200点 (A)	898点 (B)
得点率(B)/(A) (小数点以下四捨五入)			74.8%

(工) 候補者として選定すべき事業者

シンコースポーツ・アズビル共同事業体

(オ) 候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている60%以上の得点を得ているため。

(カ) 候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

- ① 明るい接遇や柔軟な現場対応など、利用者の思いや施設所管課の指示に沿った施設運営となるよう努力頂きたい。
- ② 管理料は利用料金に即して適切な額となるよう、所管課と引き続き協議頂きたい。

(キ) 主管課に対する各委員からの意見等

- ① 今回は2施設の体育施設を一括で一事業者に対し指定管理業務を行っていただく形となっているが、各施設の特性をより生かし、また施設どうしの競争によるより効率的・効果的な施設運営を促進する観点から、1施設1事業者として管理いただくことも1つの選択肢として検討されたい。

(5) 日野市民会館、七生公会堂、七生福祉センター、とよだ市民ギャラリー

(ア) 施設概要

名称	日野市民会館	七生公会堂	七生福祉センター	とよだ市民ギャラリー
所在地	神明 1-12-1	三沢 3-50-1		多摩平 2-3-4
設置年月	S60.3	S53.11		S57.4
延べ床面積	7,214 m <sup>2</sup>	1,326 m <sup>2</sup>	(左記のうち 265 m <sup>2</sup> )	65.38 m <sup>2</sup>
利用状況	「表 13 令和4年度日野市民会館稼働率」のとおり	73.9%		54.1%
開館時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで			午前 10 時から午後 9 時まで
休館日	月曜日、第 2 火曜日(休日の場合翌日)、年末年始(12 月 28 日から 1 月 4 日まで)	月曜日、祝日(ただしこどもの日、敬老の日を除く)、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)	月曜日、年末年始(12 月 28 日から 1 月 4 日まで)	

表 13 令和 4 年度日野市民会館稼働率

施設	大ホール	小ホール	リハーサル室	練習室	展示室	会議室	集会室
稼働率	68.6%	57.3%	30.2%	46.7%	45.1%	62.9%	25.5%

(イ) 応募事業者

- 株式会社ケイミックスパブリックビジネスほか 1 者

(ウ) 採点方法及び結果

表 14 採点結果表 (日野市民会館、七生公会堂、七生福祉センター、とよだ市民ギャラリー)

審査項目	内容 ★=審査にあたり特に重視した項目	配点合計 (倍率)	株式会社ケイミックス パブリックビジネス 得点	B 社 得点
市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること。 (条例第 4 条第 1 号)	①市民の平等な利用が確保されているか。★	90 点 (×2)	76 点	58 点
	②誰でも利用できる配慮はなされているか。	45 点 (×1)	37 点	29 点
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。	45 点 (×1)	40 点	31 点
	④地域との連携が図れているか。	45 点	39 点	28 点

		(×1)		
	⑤障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。	45点 (×1)	35点	27点
	小計	270点	227点	173点
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。 (条例第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	135点 (×3)	120点	87点
	②集客につながる事業実施・サービスの工夫を行っているか。★	90点 (×2)	78点	58点
	③集客につながる情報発信・広告等を行っているか。★	135点 (×3)	114点	87点
	④事業計画の指定管理料の提示金額が安価であるか。★	90点 (×2)	70点	68点
	⑤事務効率、経費削減の工夫がされているか。★	90点 (×2)	80点	58点
	小計	540点	462点	358点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	135点 (×3)	120点	99点
	②同種の施設管理運営実績があるか。	45点 (×1)	44点	38点
	③防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。	45点 (×1)	37点	33点
	④適正な経理処理ができるか。	45点 (×1)	37点	30点



	⑤利用者からの苦情対応策は適切か。	45点 (×1)	39点	31点
	⑥労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	45点 (×1)	37点	30点
	小計	360点	314点	261点
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	45点 (×1)	38点	33点
	小計	45点	38点	33点
その他市長等が必要と認める事項。 (条例第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	45点 (×1)	34点	29点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。	45点 (×1)	43点	27点
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。	45点 (×1)	39点	29点
	小計	135点	116点	85点
合計		1350点 (A)	1157点 (B)	910点 (B)
得点率(B)/(A) (小数点以下四捨五入)			85.7%	67.4%

表 15 順位点結果（市民会館等）

	株式会社 ケイミックスパブリック ビジネス	B社
A 委員	1 位	2 位
B 委員	1 位	2 位
C 委員	1 位	2 位
D 委員	1 位	2 位
E 委員	1 位	2 位
F 委員	1 位	2 位
G 委員	1 位	2 位
H 委員	1 位	2 位
I 委員	1 位	2 位
順位点合計	9 点	18 点

(工) 候補者として選定すべき事業者

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

(オ) 候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている 60%以上の得点を得ており、順位点が最小であったため。

(カ) 候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

- ① 休館日を減らす旨の提案は、利用者にとってはありがたい側面もあるが、一方で休館日は管理上必要な研修や点検に割く大事な日でもある。適切な休館はサービス向上につながるため、管理上のリスク、繁閑の差を見極めて設定するなど、所管課と協議されたい。
- ② 双方向性のある SNS を通じた広報など、IT を活用した多くの市民に届くような情報発信に努めて頂きたい。
- ③ 社会包摂を進める観点から、岐阜県可児市の取組を参考に、単身・ひとり親家庭を空席が生じたイベントに市と連携して招待する取組も検討していただきたい。

(キ) その他応募事業者への意見

- ① アウトリーチ施策など、事業の価値観としてとても大事な内容をご提案頂いた。
- ② 地域との連携の観点から、個別具体的に、その地域と施設の現状を踏まえた提案だとより良かった。
- ③ とよだ市民ギャラリーに関わる提案がなかったのが残念。

(ク) 主管課に対する各委員からの意見等

- ① 事故対応の際の確実な情報共有や、地域に根差した文化活動に資するための展開に向けた検討など、事業者と連携してより良い活動に繋げていただきたい。

(6) 日野市立落川交流センター

(ア) 施設概要

名称	日野市立落川交流センター
所在地	落川 1400
設置年月	H16.5
延べ床面積	295.09 m <sup>2</sup>
利用状況	「表 16 落川交流センターの利用状況」のとおり
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで 年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)を除く

表 16 落川交流センターの利用状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用人数	14,181人	11,408人	4,853人	7,469人	9,825人
利用件数	1,441件	1,247件	743件	1,051件	1,191件
稼働率	44.6%	41.9%	29.2%	34.5%	37.0%

(イ) 応募事業者

- 特定非営利活動法人 おちかわの里

(ウ) 採点方法及び結果

表 17 採点結果表 (日野市立落川交流センター)

審査項目	内容 ★=審査にあたり特に重視した項目	配点合計 (倍率)	特定非営利活動法人 おちかわの里 得点
市民の平等な 利用及びサー ビスの向上が 確保されてい ること。 (条例第 4 条 第 1 号)	①市民の平等な利用が確保されて いるか。	35 点 (×1)	21 点
	②誰でも利用できる配慮はなされ ているか。	35 点 (×1)	22 点
	③利用者の意見を反映する仕組み があるか。★	70 点 (×2)	40 点
	④施設の特性を生かしたサー ビスが提案されているか。★	70 点 (×2)	44 点
	⑤地域との連携が図れているか。★	105 点 (×3)	81 点
	⑥障害者差別解消法に基づき適切 な施設運営を行う体制が整えら れているか。	35 点 (×1)	21 点
	小計		350 点

事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。 (条例第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。★	140点 (×4)	84点
	②事務効率、経費削減等の工夫がされているか。★	105点 (×3)	57点
	小計	245点	141点
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。 (条例第4条第3号)	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。★	105点 (×3)	60点
	②適正な経理処理ができるか。	35点 (×1)	21点
	③同種の施設管理運営実績があるか。	35点 (×1)	7点
	④防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。	35点 (×1)	23点
	⑤日常的な安全管理が十分に考えられているか。	35点 (×1)	22点
	⑥専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。	35点 (×1)	22点
	⑦労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。	35点 (×1)	21点
	小計	315点	176点
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (条例第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	35点 (×1)	20点
	小計	35点	20点
その他市長等が必要と認める事項。 (条例第4条第	①環境への配慮がされているか。	35点 (×1)	22点
	②事業に対する熱意、意欲、積極性が感じられるか。	35点 (×1)	25点

5号)	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。	35点 (×1)	22点
	小計	105点	69点
合計		1050点 (A)	635点 (B)
得点率(B)/(A) (小数点以下四捨五入)			60.5%

(工) 候補者として選定すべき事業者

特定非営利活動法人 おちかわの里

(オ) 候補者として選定すべきとした理由

上記事業者は、一定の管理能力を有する事業者であると判断する目安として定めている60%以上の得点を得ているため。

(カ) 候補者として選定すべきとした事業者に対する各委員からの意見等

- ① 今般の指定管理は、あくまでも「日野市立落川交流センター」を対象とするものであり、公園側の管理権限はないことについて改めてご理解いただきたい。
- ② 運営委員会との棲み分け、事故発生時の連絡先など、指定管理者として認識しておくべきことは多くあるので、施設所管課に適宜確認されたい。
- ③ 施設管理は初めて行われるとのことで、市の様々な部署と連携を取りながら、報・連・相を大事にしながら管理業務に当たって頂きたい。

(キ) 主管課に対する各委員からの意見等

- ① 施設所管課として、報告書の作成や履行確認など、事業者の管理業務を手厚くサポート頂きながら公の施設の管理運営を進めていただきたい。
- ② 一方で、地域連携の在り方として、お任せできる部分はお任せするように、全てに寄り添うのではなく、長い目で見て管理者の良さを引き出す支援として頂きたい。

## 6 その他の意見

- ① 事業提案書と採点表が対応していないケースがあるため、事業提案書の項建て等「指定管理者候補者選定基準」に則り作成するよう募集要項等で指示するなど、選定にあたってわかりやすいプレゼンとなるよう検討されたい。
- ② 事業提案書が量的に多いケースがあるため、枚数制限を設けるなどを検討されたい。
- ③ 選定において参考とすべき指定管理料は自主事業の経費を含まないと思われるので、提出を受ける収支計画書について、本来業務、提案事業、自主事業などの別が明確になるようにされたい。
- ④ 自主事業は、応募事業者による施設活用と収益獲得による効率的な運営を図るうえでは必要なものである一方、主管課との協議等が必要で実施されるかどうか選定時点ではわからず、指定管理料からも切り離される部分なので予算上いくらでも幅が出てしまう。募集要項上で、自主事業にかかる経費に上限を設けると、比較しやすく、かつ応募事業者にとっても事業提案がしやすくなると思われるので、検討されたい。

## 7 委員会名簿

敬称略、委員以下五十音順

役割	氏名	備考
委員長	比 留 間 文 彦	市民委員
副委員長	赤 久 保 洋 司	行政委員（企画部長） ※所管施設：日野市立地区センター、日野市交流センター、日野市東部会館
委員	青 木 奈 保 子	行政委員（施設所管部長；産業スポーツ部長） ※所管施設：日野市市民会館、七生公会堂、日野市立とよだ市民ギャラリー、日野市市民の森ふれあいホール、日野市市民プール
委員	亀 山 孝 一	市民委員
委員	小 林 誠 二	市民委員
委員	設 楽 尚 人	行政委員（企画経営課検査担当主幹）
委員	志 村 理 恵	行政委員（健康福祉部参事（高齢者福祉・保健担当）） ※所管施設：日野市立七生福祉センター
委員	竹 村 朗	行政委員（総務部長）
委員	増 永 廣 幸	市民委員

## 8 資料

### (1) 日野市公の施設の指定の手續等に関する条例（平成 27 年条例第 20 号）

平成 17 年 6 月 28 日

条例第 20 号

改正 令和 4 年 12 月 19 日条例第 46 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等について必要な事項を定めるものとする。

（候補者の募集）

第 2 条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を告示して、指定管理者の候補者を公募するものとする。

- (1) 公の施設の名称、設置目的、規模その他の概要
- (2) 指定管理者が管理する業務の範囲
- (3) 指定管理者が管理する期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 指定を受けるために必要な資格
- (5) 申請に必要な書類
- (6) 申請期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

（申請）

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、規則で定める申請書等により、市長等に申請しなければならない。

（候補者の選定）

第 4 条 市長等は、前条の規定による申請を受けたときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、最も適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 個人情報等について適正な管理が確保されること。
- (5) その他市長等が必要と認める事項

（公募によらない選定等）

第 5 条 市長等は、前条各号に掲げる基準を満たすもので、当該公の施設の性格、事業の内容、規模等に照らし、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる法人その他の団体があるときは、第 2 条の規定にかかわらず、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項に定める場合のほか第 11 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合又は指定管理者が管理を辞退した場合において、緊急に新たな指定管理者を指定する必要があると認めるときは、

第2条の規定にかかわらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

- 3 前2項の規定により選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条の規定による申請を受けるに当たり、事業計画等について法人その他の団体と協議し、前条各号に照らし、総合的に判断しなければならない。

(指定の通知等)

第6条 市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第7条 市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公の施設の管理に関する次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理の基準に関する事項
- (3) 指定管理者に支出する管理に係る費用に関する事項
- (4) 管理に当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (5) 日野市行政手続条例（平成8年条例第19号）に関する事項
- (6) 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (7) 法第244条の2第10項の規定による業務報告の聴取等に関する事項
- (8) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び業務の停止命令に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために市長等が必要と認める事項

(管理の基準)

第8条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、その管理する公の施設に係る管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有する個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は当該業務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない。

- 3 指定管理者は、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）の趣旨にのっとり、その管理する公の施設に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 4 前3項に規定するもののほか、指定管理者は、その管理する公の施設に関する条例等に定める基準により、公の施設を管理しなければならない。

(令和4条例46・一部改正)

(業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う管理の業務は、次に掲げる業務のうち、公の施設の設置の目的、形態等に応じて市長等が定める範囲とする。

- (1) 公の施設で行う事業の運営に関する業務
- (2) 公の施設の使用の承認等に関する業務
- (3) 施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の管理に関する業務



(兼業の禁止)

第10条 法第92条の2、第142条（法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。）及び第180条の5第6項の規定は、指定管理者について準用する。この場合において、法第92条の2及び第142条中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「指定管理者」と、第180条の5第6項中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあるのは「その職務に関する公の施設の指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が公の施設の管理の適正を期するための指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 指定管理者は、指定期間が満了したときは、速やかに、当該公の施設及び附帯設備を原状に回復しなければならない。法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときも同様とする。

2 市長等は、法第244条の2第11項の規定により期間を定めて公の施設に係る管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、当該指定管理者に対し速やかに当該公の施設及び附帯設備を現状に回復するよう命じることができる。

(損害賠償の義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又は附帯設備に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年条例第46号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(2) 日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 24 号）

平成 17 年 6 月 28 日

規則第 24 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 23 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 20 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（申請書等）

第 2 条 条例第 3 条に規定する規則で定める申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書（第 1 号様式）
- (2) 管理を行おうとする公の施設における事業計画に関する書類
- (3) 経営の状況等当該団体の概要を説明する書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（選定委員会）

第 3 条 市長は、条例第 4 条の規定による指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定委員会を設置するものとする。

2 前項に規定する選定委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（指定の通知）

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定による通知は、指定管理者指定決定通知書（第 2 号様式）を交付することにより行うものとする。

（告示する事項）

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者として指定した法人その他の団体の名称及び所在地
- (2) 当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 当該指定管理者の指定の期間
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（事業報告書）

第 6 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 管理の業務を行う公の施設の利用状況
- (3) 料金収入の実績（指定管理者の収入として収受させている場合に限る。）
- (4) 管理に要する経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が指定する事項

（指定の取消し等）

第 7 条 市長は、条例第 11 条第 1 項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命ずるとき

は、指定の取消しについては指定取消通知書（第3号様式）により、管理の業務の停止命令については業務停止命令書（第4号様式）により当該指定管理者に通知するものとする。

2 市長は、条例第11条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 当該指定管理者の名称及び所在地
- (2) 当該指定の取消し又は管理の業務の停止命令の対象となる公の施設の名称
- (3) 指定を取り消した日
- (4) 管理の業務の停止の期間（当該業務の全部又は一部の停止を命じたときに限る。）
- (5) 停止を命じた管理の業務の範囲（当該業務の一部の停止を命じたときに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 指定管理者は、第1項の規定による指定の取消しの通知を受けたときは、当該通知を受けた日（以下「通知日」という。）から起算して30日以内に通知日の属する年度の4月1日（条例に基づく指定管理者としての指定の日が、当該年度の4月2日以降の場合は、当該日）から通知日までに係る事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年規則第23号）

（施行期日）

1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の日野市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の日野市情報公開条例施行規則、第5条の規定による改正前の日野市特定個人情報保護条例施行規則、第6条の規定による改正前の日野市結核・精神医療給付金の支給に関する規則、第7条の規定による改正前の日野市ペット霊園等の設置等に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の日野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の日野市まちづくり条例施行規則、第10条の規定による改正前の日野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、第11条の規定による改正前の日野市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、第12条の規定による改正前の日野市立七ツ塚ファーマーズセンター条例施行規則、第13条の規定による改正前の日野市企業立地支援条例施行規則、第14条の規定による改正前の日野市多摩平の森産業連携センター条例施行規則、第15条の規定による改正前の日野市市民の森ふれあいホール条例施行規則、第16

条の規定による改正前の日野市体育施設条例施行規則、第 17 条の規定による改正前の日野市原子爆弾被爆者の援護に関する条例施行規則、第 18 条の規定による改正前の日野市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、第 19 条の規定による改正前の日野市社会福祉法人認可等事務取扱規則、第 20 条の規定による改正前の日野市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第 21 条の規定による改正前の日野市中心身障害者（児）福祉手当支給条例施行規則、第 22 条の規定による改正前の日野市身体障害者福祉法施行細則、第 23 条の規定による改正前の日野市知的障害者福祉法施行細則、第 24 条の規定による改正前の日野市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第 25 条の規定による改正前の日野市指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則、第 26 条の規定による改正前の日野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 27 条の規定による改正前の日野市障害児通所支援及び障害児相談支援に係る児童福祉法施行細則、第 28 条の規定による改正前の日野市未熟児養育医療給付及び費用徴収に関する規則、第 29 条の規定による改正前の日野市助産施設への助産の実施及び費用徴収規則、第 30 条の規定による改正前の日野市母子生活支援施設母子保護の実施等に関する規則、第 31 条の規定による改正前の日野市児童育成手当条例施行規則、第 32 条の規定による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、第 33 条の規定による改正前の日野市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、第 34 条の規定による改正前の日野市児童手当事務処理規則及び第 35 条の規定による改正前の日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(3) 日野市指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成 17 年制定）

平成 17 年 10 月 5 日  
制定

改正 平成 28 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日

（設置）

第 1 条 日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 24 号）第 3 条の規定に基づき、日野市の公の施設の指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、日野市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、公の施設の指定管理者に応募した団体について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審議し、その結果を市長に報告するものとする。

（構成）

第 3 条 委員会は、別表に掲げるものを委員として構成する。

2 委員は、市長が委嘱又は任命する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、別に定める。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

（守秘義務）

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、個別に公の施設の指定管理者に応募した団体と指定管理者の候補者に関する審議についての接触をしてはならない。

（関係者の出席）

第 8 条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、選定委員会に、専門的事項に関し学識経験のある者その他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の公開及び会議録の作成）

第 9 条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 会議録は、委員会が指定管理者の候補者の選定基準に基づき審議し、その結果を市長に報告した後、公開する。ただし、日野市情報公開条例（平成 13 年条例第 32 号）第 7 条各号の規定のいずれかに該当する場合は、その該当する部分に限り、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、指定管理者の選定に係る公の施設を所管する課又は企画部企画経営課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月5日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

市民	委員会委員経験者 2人
	公募市民 2人以内
行政	企画部長
	総務部長
	指定管理者の選定に係る公の施設の所管部長職にある者
	企画部企画経営課検査担当主幹
その他	市長が必要と認める者 2人以内

(4) 日野市公の施設の指定管理者候補者選定基準（令和4年（2022年）8月15日制定）

1 選定の審査項目

日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づき、下記の項目を審査項目とする。

審査項目	
1	公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること（第4条第1号）
2	事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること（第4条第2号）
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること（第4条第3号）
4	個人情報等について適正な管理が確保されること（第4条第4号）
5	その他市長等が必要と認める事項（第4条第5号）

2 共通的な審査の視点

(1) 公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること

- ① 市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。
- ② 誰でも利用できる配慮はなされているか。
- ③ 利用者の意見を反映する仕組みがあるか。
- ④ 施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。...サービスの中身の向上
- ⑤ 地域との連携が図れているか。
- ⑥ 障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること

- ① 施設の目的を、効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。（企画・宣伝・営業等）
- ② 事務効率、経費削減等の工夫がされているか。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること

- ① 安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。
- ② 適正な経理処理ができるか。
- ③ 同種の施設管理運営実績があるか。
- ④ 防災・防犯対策及び非常災害時等の危機管理対応策は適切か。
- ⑤ 日常的な安全管理は十分に考えられているか。
- ⑥ 専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。
- ⑦ 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。

(4) 個人情報等について適正な管理が確保されること

(5) その他市長等が必要と認める事項

- ① 環境への配慮がされているか。
- ② 事業に対する熱意・意欲、積極性が感じられるか。
- ③ その他当該施設の運営に特筆すべき提案があるか。

### 3 採点の基準・配点

採点の基準（各委員が審査する項目の合計は 150 点満点）

5 点	要件を十分に満たしている。
4 点	多少工夫の余地があるものの、ほぼ要件を満たしている。
3 点	基本的な水準を満たしている。
2 点	多くの問題点があり、基本的な水準に達していない。
1 点	全く要件を満たしていない。

### 4 候補者選定

〔公募による選定〕

採点表に基づき各委員が採点（1 委員あたり 150 点満点）し、委員全員の点数を合計して、事業者の得点を算出する。

一定の管理運営能力を有する事業者であるか、また、指定管理者候補者となり得る事業者であるかを判断するために、評価点満点（150 点×採点した委員数）の 6 割以上の得点を有することを必要とする。

評価点満点の 6 割以上の得点を有した事業者の中で、次の順により、指定管理者候補者として選定すべき事業者とする。

- ①各委員の順位を点数とし、点数の合計が最小の事業者
- ②順位の点数が同点の場合、指定管理料の提案額の総額が最も低い事業者
- ③指定管理料の提案額の総額が同額の場合、委員長が適当と認める方法により、委員の多数決で決する。

点数及び順位は公表する。指定管理者候補者以外の事業者名は公表しない。

〔公募をしたが 1 者しか応募がなかった場合の選定〕〔公募によらない選定〕

当該事業者が一定の管理運営能力を有する事業者であるか、また、指定管理者候補者となり得る事業者であるかを判断するために、公募による選定と同様に採点する。評価点満点の 6 割以上の得点を有した場合に指定管理者候補者として選定すべき事業者とする。

点数は公表する。事業者名は公表する。